

福井県大雨被災事業者再建支援補助金 のご案内

令和 8 年 8 月 2 9 日からの大雨により被害を受けた、**事業用施設・設備等の復旧に要する経費を支援**します

令和 8 年 8 月 2 9 日からの大雨の影響で、損壊・使用困難となった施設・設備を復旧する（元に戻す）ための補助金です

補助対象者

令和 8 年 8 月 2 9 日からの大雨により被害を受けた、福井県内に事業所を有する中小企業・小規模事業者等

※被災したことの証明（市町が発行する被災証明・罹災証明等）が必要です

※補助事業完了までに、事業継続計画（BCP）の策定が必要です（策定済みも可）

補助額・補助率

補助上限額

1,500 万円 ※千円未満切捨

補助率

小規模事業者 **2/3** 中小企業 **1/2**

補助対象経費

被災した施設・設備・車両等の復旧に係る経費

「施設」の修繕費、「設備」の修理費・購入費、「事業用車両」の修理費・購入費 等

施設の復旧

- 施設の修繕費用が対象です（建替に要する費用は対象外）。
- 補助対象は、原則、資産計上されている施設が原則です。
- 修繕と一体で行う旧設備・土砂等の撤去・処分費（撤去・処分のための経費は不可）も対象です。
- 保険金等の受取がある場合は、復旧に要する費用から保険金等を除きます。

設備・車両の復旧

- 修理が原則です。修理不能と認められた場合は入替（購入）が可能です。
- 高機能・高性能の設備等への入替も可能です。ただし、元に戻すために必要な経費（修理費または同等機能の設備等への入替費）が上限です。
- 資産計上されている設備・車両が原則です。
- 事業用の車両が対象です。例えば、社長車・従業員の通勤用などの車両は対象外です。
- 保険金等の受取がある場合は、復旧に要する費用から保険金等を除きます。

補助対象期間

令和 8 年 8 月 2 9 日からの大雨により被災した日以降から、令和 9 年 1 月 3 1 日（日）までに実施されたもの

募集期間

令和 8 年 10 月 20 日(火)～12 月 18 日(金)まで

「郵送」（当日消印有効）または「メール」（当日 17 時まで）にて、下記の「運営事務局」にご提出ください。

事業の流れ

①申請書の作成・必要書類の取得

申請書作成の仕方や必要書類の確認など、まずはお近くの商工会・商工会議所にご相談ください。

また、最終的に提出する際にも、お近くの商工会・商工会議所に「確認書」の発行を受けてください。

②申請書等の提出

募集期間までに、申請書および必要書類を「郵送」または「メール」にて下記の「運営事務局」にご提出ください。

③審査・交付決定

補助金の要件を満たしているか、必要書類が揃っているかなどを審査し、問題がなければ交付決定を通知いたします。

④事業実施・実績報告書等提出

申請書に記載されている施設の修繕や設備の修理・入替が支払いも含め完了したら、実績報告書および必要書類を「運営事務局」にご提出ください。

実績報告時においても、お近くの商工会・商工会議所にご相談のうえ、実績報告書等を作成し、「確認書」の発行を受けてください。

⑤補助金額の確定・支払い

実績報告書および必要書類に問題がなければ、補助金額を確定し通知します。確定された補助金額の請求書をご提出いただき、補助金をお支払いします。なお、実績報告書の提出期限は令和9年1月31日までです。

※補助金を受けるには、様々なルールがあり、ルールを逸脱すると補助金を受け取れない可能性があります。ルールの確認なども含め、お近くの商工会・商工会議所にご相談ください。

制度の詳細な内容や申請様式等については、下記 HP でご確認ください。

<専用 HP> <https://www.shokokai-fukui.or.jp/refukui>



申請書提出先・コールセンター

福井県大雨被災事業者再建支援補助金 運営事務局

提出先住所：福井県福井市板垣 3-1510（㈱ウララコミュニケーションズ内）

提出先メールアドレス：info@fukui-saigai-shien.jp

コールセンター電話番号：0776-97-6770 対応時間：9:00～17:00（土日祝日を除く）

※郵便での提出の際は、封筒に「大雨被災事業者再建支援補助金申請書類在中」と記載してください。

※メールでの提出の際は、タイトルに「大雨被災事業者再建支援補助金申請書類提出（事業所名）」と記載ください。